



危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習」を受けることになります

※特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が命じられます

自転車運転者講習の対象となる危険行為

<p>1 信号無視 法第7条</p> 	<p>8 右折時、直進車や左折車への通行妨害 法第37条</p>  <p>交差点で右折するとき 直進や左折をしようとする 車両等の進行を妨害する行為</p>
<p>2 通行禁止道路(場所)の通行禁止 法第8条1項</p>  <p>道路標識等により自転車の通行が禁止されている道路(歩行者用道路)や場所(歩行者天国など)を通行してはならない。 ※警察署長の許可を得た場合は除く</p>	<p>9 環状交差点違反 法第37条の2</p>  <p>環状交差点内を通行する車両等の進行妨害、環状交差点に入るとき徐行しないなどの行為</p>
<p>3 歩行者用道路での徐行 法第9条</p>  <p>許可を得て歩行者用道路を通行する場合、または、対象除外車両(「軽車両を除く」の補助標識)が通行する場合に、歩行者に注意しない、徐行しない。</p>	<p>10 一時不停止 法第43条</p>  <p>交差点(停止線)の直前で停止しないで交差点に進入する交差点道路を進行する車両等の通行妨害行為</p>
<p>4 通行区分(歩道・右側通行等) 法第17条第1・4・6項</p>  <p>車道と歩道の区分がある道路で歩道を通行、道路(車道)の右側を通行する行為 ※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為を含む。</p>	<p>11 通行方法(歩道での通行) 法第63条の4第2項</p>  <p>歩道の指定部分や車道寄りの部分を徐行しない、歩行者の通行を妨げるおそれがあるのに一時停止をしないなどの行為</p>
<p>5 路側帯での歩行者の通行妨害 法第17条の2第2項</p>  <p>自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度や方法で通行する行為</p>	<p>12 制動装置不良自転車運転 法第63条の9第1項</p>  <p>ブレーキ装置がない、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為</p>
<p>6 しゃ断踏切立入り 法第33条第2項</p>  <p>踏切のしゃ断機が閉じている閉じようとしている、または、警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為</p>	<p>13 酒酔い運転 法第65条第1項</p> 
<p>7 交差点(左方車優先妨害・優先道路車)妨害等 法第36条</p>  <p>信号のない交差点で、左方からくる車両や優先道路通行車両等の進行妨害、交差点に進入するときに徐行しない。</p>	<p>14 安全運転義務違反 法第70条</p>  <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作せずまた、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為 ※傘差し運転やスマホを操作しながらの運転で事故を起こした場合、安全運転義務違反となることがある。</p>

講習制度の流れ

危険行為を反復

受講命令

講習の受講【講習時間3時間・講習手数料5,700円】

※命令を受けてから3か月以内の指定期間に受講しないと5万円以下の罰金!!